

からだの健康 しっかり管理！

平成 31 年度国保・後期高齢者の人間ドック助成



生活習慣病などの予防や早期発見、健康増進を目的とした人間ドック受診の助成を行います。受診をきっかけに健康的な生活を目指しましょう！

対象者

下記①、②のいずれかに該当する人で、申し込み日までに納期が到来している国民健康保険税・後期高齢者医療保険料をすべて納めている世帯の人

①益城町国民健康保険加入者で、
満 30 歳以上 75 歳未満の人

②後期高齢者医療制度加入者で、
益城町に住民登録がある人
※社会保険や各種健康保険組合などに加入している人は、申し込みができません。

※町の集団健診（ましき健診または特定健診）と人間ドックの併用はできません。

助成額

検査費用の約 7 割（上限 25,000 円）

申込期間

3 月 15 日（金）～ 12 月 27 日（金）

受診期間

4 月 1 日（月）～ 来年 3 月 31 日（火）

※詳細については、3 月号およびホームページでお知らせします。

閩保健福祉センター はぴねす ☎ 234 - 6123

目指そう 健診受診率 UP！

益城町は国保の健診受診率 60%を目指します。
平成 29 年度健診受診率 36%（暫定値）

児童扶養手当制度についてのお知らせ

児童扶養手当は、離婚、死亡、遺棄などで父または母と生計を別にする児童に手当を支給する制度です。

手当を受けられる人

次の要件に該当する児童（児童が 18 歳に達する年度末まで、または心身に障がいのある児童が 20 歳に達するまで）を監護している父母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- (1) 父母が婚姻関係を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母に一定以上の障がいがある児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- (6) そのほか、遺棄や拘禁などにより父または母に育てられていない児童 など

※父または母が事実上の婚姻関係にある場合や、対象児童が児童福祉施設に入所または里親に委託されている場合は対象になりません。

※父母、養育者、または児童が公的年金を受けられるときは対象にならない場合があります。

手当の月額（平成 30 年度）

区分	全部支給される場合	一部支給される場合
対象児童が 1 人のとき	42,500 円	42,490 円 ～ 10,030 円
対象児童が 2 人のとき (加算額)	10,040 円	10,030 円 ～ 5,020 円
対象児童が 3 人以上のとき (3 人目以降の児童 1 人当たりの加算額)	6,020 円	6,010 円 ～ 3,010 円

※受給者や同居家族などの所得制限があります。

閩こども未来課 子育て支援係 ☎ 286 - 3117